

令和4年度 第7次大阪府医療計画に対する取組と評価(PDCA)

資料1-2

疾病・事業名		第5章 在宅医療			
現状・課題		<p>◆今後のニーズ増大・多様化を見据え人材確保(量の確保)と医療従事者のスキルアップや休日や夜間の対応等の、機能充実・拡大(質の充実)が必要です。</p> <p>◆退院支援から看取りまで地域で完結できる医療提供体制が必要です。</p> <p>◆在宅医療について入院医療や外来医療との機能の違いを理解した上で、適切に選択できるよう、医療関係者の理解促進と府民への周知が必要です。</p> <p>◆地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行える体制づくりが必要です。</p>			
事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	令和4年度の取組 ※補助機関数、参加者数等の数値は特記のない限り、見込み数	令和4年度の取組に対する評価 (年度当初予定していた取組に対する実施状況の評価)	
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(25) △: 予定どおりでない(1) -: 未実施(0)	評価と次年度の方向性 ※次年度に向けた改善点には「●」、次年度の新たな取組には「★」
① 訪問診療の 拡充	1	訪問診療を行う医師の確保に向け、引き続き、訪問診療に関心のある医師に対する同行訪問等の取組を支援します。	訪問診療を行う医師の確保に向け、医師・医学生を対象とした病院・診療所における同行訪問研修等の取組を支援した。 【同行訪問研修受入機関数、参加者数】 31機関、延べ1,100人	○	予定どおり支援を実施し、計画を上回る研修人数の申請があった。訪問診療を行う医師の確保に向け、引き続き、医師・医学生に対する同行訪問研修等の取組を支援する。
	2	急変時や看取り等の患者ニーズに対応するため、引き続き、病院や在宅医療に関わる医師等との協議による後方支援機能の運用ルール作成等の取組を支援します。	病院の入退院支援機能の強化に向け、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援した。 【補助機関数等】 1機関	○	病院の入退院支援機能の強化に向け、引き続き、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援する。 ★補助対象については、これまで、入退院支援加算や在宅療養後方支援病院の施設基準充足をめざす病院に限定していたが、次年度より、連携する医療機関からの一定の受入患者実績のある医療機関に拡大。
② 訪問歯科 診療の拡充	3	訪問歯科診療を行う歯科医師の確保に向け、歯科医師に対し、患者の全身疾患等に応じた歯科治療にかかる実践研修等の取組を支援します。	「経口摂取支援に係る研修対応ガイドライン」を活用した研修会を実施し、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した。	○	引き続き、研修等により、地域における訪問歯科診療や経口摂取支援体制を支える歯科医療人材(歯科医師、歯科衛生士)を育成する。
	4	歯科衛生士等訪問歯科診療を支える歯科医療従事者の育成、連携機能の強化等を支援し、歯科医師との連携体制を強化します。	【歯科チーム養成数】 13チーム、26人	○	
	5	訪問歯科診療に関わる関係機関(病院や歯科診療所、他職種等)の連携強化を図るため、連絡調整を円滑に行う窓口機能の充実等を支援します。	在宅歯科ケアステーションの活用促進に向けた周知活動を歯科口腔保健推進連絡会等において実施した。	○	
③ 薬局の在宅 医療への 参画推進	6	在宅医療に関連する知識・技術を研鑽するため、薬剤師に対する同行訪問を含めた実践的な研修実施を、引き続き支援します。	訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向け、訪問薬剤管理にかかる研修を支援した。 【研修参加者数】 延べ2,000人程度	○	引き続き、訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向けた研修を支援する。 ★小児在宅や看取り、感染対策など、高度・多様化する在宅患者のニーズに対応できる薬局薬剤師の養成研修を追加する。
	7	入退院時における医療機関と薬局間での情報共有等、円滑な在宅医療への移行のための取組を支援します。	入退院時における医療機関と薬局間での連携推進に向けた病院薬剤師と訪問薬剤管理を行う薬局薬剤師の相互研修等を支援した。 【研修参加者数】 延べ2,000人程度	○	引き続き、入退院時における医療機関と薬局間での情報共有等の連携推進に向けた病院薬剤師と訪問薬剤管理を行う薬局薬剤師の相互研修等を支援する。 ★円滑な退院支援、在宅移行を加速するため、多職種との連携強化のための相互研修を追加する。
④ 訪問看護の 拡充	8	訪問看護サービスの需要に応じた訪問看護師を確保するため、引き続き、訪問看護の職場体験等による理解促進、新任看護師の育成、離職防止、復職支援等の取組を支援します。	多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 40回、1,439人	○	多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、引き続き、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援する。
	9	休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、引き続きICT等の活用による事業所(訪問看護ステーション)間の効率的な情報共有等、事業所の規模拡大・機能強化を支援します。	休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、事業所間の連携ツールとなるICT導入や、事務効率化のための事務職員雇用等による事業所の規模拡大・機能強化を支援した。 【補助事業所数】 33機関	○	休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、引き続き、事業所間の連携ツールとなるICT導入や、事務効率化のための事務職員雇用等による事業所の規模拡大・機能強化を支援する。

事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	令和4年度の取組 ※補助機関数、参加者数等の数値は特記のない限り、見込み数	令和4年度の取組に対する評価 (年度当初予定していた取組に対する実施状況の評価)	
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(25) △: 予定どおりでない(1) -: 未実施(0)	評価と次年度の方向性 ※次年度に向けた改善点には「●」、次年度の新たな取組には「★」
⑤ 在宅医療を支える病院・診療所の拡充	10	急変時や看取り等の体制確保に向け、医療機関に対するアンケート等を踏まえ、地域のニーズに応じた機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院等の整備を支援します。	急変時や看取り等の体制確保に向け、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援した。 【補助機関数】 14機関	○	急変時や看取り等の体制確保に向け、引き続き、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援する。
	11	退院支援の体制整備を目指す病院に対し、体制の構築までの間、退院調整を行う専門人員の配置等を支援します。 ※「取組番号2と同じ」	病院の入退院支援機能の強化に向け、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援した。 【補助機関数等】 1機関	○	病院の入退院支援機能の強化に向け、引き続き、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援する。
	12	地域の拠点となる病院から、診療所への情報提供を効果的に行うICT活用等を支援します。	円滑な在宅移行に向け、病院と診療所間で患者情報を共有するICTシステムの活用を支援する補助事業について、国の通知も踏まえ、二次医療圏単位で原則1つのネットワークの整備をめざした要件に見直した。 【補助機関数】 0機関	△	●国の通知を踏まえ、府の実情に沿った補助要件として見直す。 ★二次医療圏単位で原則1つのネットワークをめざして、次年度はモデル事業を実施し、病診連携の推進につなげる。
⑥ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の育成 (がん・難病・小児・精神疾患等、個別疾患や緩和ケア、栄養等の領域への対応)	13	(医師) 訪問診療の基本に加え、がんや難病等の個別疾患への対応力向上を図る研修等の取組を支援します。	がん拠点病院での緩和ケアPEACE研修会及び医師会等での初級緩和ケア人材養成研修会を実施した。 【緩和ケアPEACE研修会開催回数】 53回 【初級緩和ケア人材養成研修会開催回数、参加者数】 12回 1,398人	○	引き続き、緩和ケア等に係る研修等の取組を支援し、患者に適切な緩和ケアを提供できるよう、緩和ケアに関して正しく理解する医療従事者の増加を図る。
		府や保健所等において、医師や保健師等の人材育成を目的とした支援関係者研修会を集合形式とWEBによる研修を組み合わせて開催した。 【研修会開催回数、参加者数】 16回、320人	○	引き続き、保健所、難病医療情報センター、難病相談支援センター等と連携し、難病患者支援関係者を対象に最新情報の提供や演習等を取り入れた実践的な研修の機会を作り、人材育成を推進する。	
		大阪府医師会への委託により、医師等医療職向けに、希望の多い実技を含めた小児在宅医療研修会等を実施する等、地域での小児在宅診療体制の確保を図った。 【研修会開催回数、参加者数】 講義1回(Web)+実技研修(集合型)3回、150人	○	引き続き、在宅療養が必要な医療的ケア児に対する日常的な診療や訪問診療等が地域で可能になるように、内科医等を対象に小児特有の医療技術の習得を目的とした研修等を実施する。	
	14	(医師) 訪問診療・看取りの研修において、適切な看取りに関連した死亡診断書の作成等、技術の向上を図ります。	適切な看取りに関連した死亡診断書の作成等技術の向上に加え、人生会議(ACP)を取り入れた看取りへの支援をテーマとした研修の開催を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 2回、約300名	○	引き続き、医療関係者が看取りに対する適切な対応と支援について、知識や技術の向上が図れるよう研修の開催を支援する。
	15	(歯科医師等) 歯科医師をはじめとする歯科医療従事者に対して、訪問歯科診療の基本に加え、摂食嚥下障がい等への対応力向上を図る研修等の取組を支援します。	「経口摂取支援に係る研修対応ガイドライン」を活用した研修会を実施し、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した。 【歯科チーム養成数】 13チーム、26人	○	引き続き、研修等により、地域における訪問歯科診療や経口摂取支援体制を支える歯科医療人材(歯科医師、歯科衛生士)を育成する。
	16	(薬剤師) 薬剤師の在宅医療に関連する知識・スキル向上を図る研修等の取組を支援します。	訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向け、訪問薬剤管理にかかる研修を支援した。 【研修参加者数】 延べ2,000人程度	○	引き続き、訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向けた研修を支援する。 ★小児在宅や看取り、感染対策など、高度・多様化する在宅患者のニーズに対応できる薬局薬剤師の養成研修を追加する。
17	(看護師) 緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組を支援します。	緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 40回、1439人	○	引き続き、緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組を支援する。	
18	(管理栄養士・栄養士) 訪問栄養食事指導等のスキル向上の取組を支援します。	保健所において、地域で活動する管理栄養士等に地域高齢者の現状や地域での栄養ケアの取組について講話を実施した。 【講話回数、参加者数】 1回、9人	○	府栄養士会等の協力を得ながら、引き続き、在宅療養者の栄養ケアを担う人材の確保・資質向上を図るとともに、人材活用に向けた体制整備を図る。	

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	令和4年度の取組 ※補助機関数、参加者数等の数値は特記のない限り、見込み数	令和4年度の取組に対する評価 (年度当初予定していた取組に対する実施状況の評価)	
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(25) △: 予定どおりでない(1) -: 未実施(0)	評価と次年度の方向性 ※次年度に向けた改善点には「●」、次年度の新たな取組には「★」
⑦ 病院・有床診療所の退院支援調整機能の強化を図る人材の育成	19	入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援します。	入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 研修1コース2日間×2回、約170人	○	入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、引き続き、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援する。
⑧ 医療職や介護職の在宅医療に関する理解促進	20	患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援します。	患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援した。 【補助機関数、研修参加者数】 16機関、1,840人	○	患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、引き続き、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援する。
	21	多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、関係職種に対して、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援します。	多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、感染症や災害、リハビリといった領域(状況)別のテーマについて、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 4回、600人	○	多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、引き続き、個別疾患や意思決定支援等の各テーマについて、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援する。
⑨ 在宅医療・介護連携推進事業を行う市町村の支援	22	各二次医療圏の保健医療協議会・在宅医療懇話会(部会)等において、医療及び介護関係機関間で課題を共有し、地域の実情に応じた取組を推進します。	二次医療圏ごとの在宅医療懇話会(部会)においては、第8次大阪府医療計画策定に向けて、現状と課題の共有を図った。また、その結果について、府として取りまとめ、各圏域保健医療協議会で報告した。	○	在宅医療懇話会(部会)を活用し、引き続き、医療及び介護関係者の課題の共有や、地域の実情に応じた取組の推進を図る。
	23	在宅医療と介護の連携推進に向け、所属機関を異にする多職種において在宅患者の日常的なケア記録等の情報を共有するICT活用を支援します。 ※「取組番号9及び取組番号10の一部と同じ」	機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の整備や、訪問看護ステーションの規模拡大に際して、ICT活用を支援した。 【補助機関数】 医療機関 14機関 訪問看護ステーション 33機関	○	在宅医療と介護の連携推進に向け、機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の整備、訪問看護ステーションの規模拡大・機能強化に際して、ICTの活用等を支援する。
	24	患者のニーズに応じて医療・介護等の必要なサービスが切れ目なく提供される体制が整備されるよう、関係団体や市町村域を超えた広域対応の調整等市町村を支援します。	・市町村等の在宅医療・介護連携推進事業に関わる方を対象とした研修(2021~2023年度予定)を、福祉部との共同により開催し、市町村を支援した。 【研修開催等回数、参加者数】 2回(9月、11月)、延べ121人 ・市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業(地域住民への普及啓発)を広域的に支援するため、人生会議(ACP)の啓発資材を依頼に応じ、配布した。また、啓発冊子を制作し、人生会議(ACP)の手順について周知することで、人生会議の実践を促した。 【啓発資材配布数】 61,400部 ・「看護職のためのACP支援マニュアル」を活用したACP支援専門人材の育成を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 2回(専門人材研修 120人、管理者向け研修 140人) ・市町村の相談窓口人材(在宅医療・介護連携コーディネーター等)に対する研修や、市町村域を超えた相談窓口人材の広域連携を支援した。 【研修開催回数、受講者数】 1回、約100人	○	・患者のニーズに応じて医療・介護等の必要なサービスが切れ目なく提供される体制の整備が図られるよう、引き続き、広域的な観点から市町村を支援する。 ●医療・ケア従事者が本人・家族の意思決定を尊重した支援が行えるよう、医療職だけでなく、介護職を含めた医療・ケア従事者等を対象とした在宅医療の理解促進を図る研修を支援するとともに、ACP支援実践人材の育成を図る。 ★人生会議(ACP)について、市町村が行う住民向けセミナー等の開催支援等を行い、普及啓発を推進する。

令和4年度 第7次大阪府医療計画に対する取組と評価(PDCA)

疾病・事業名		第7章その他の医療体制第1節 高齢者医療			
現状・課題		<p>◆健康寿命の延伸に向け、フレイル等の予防等、高齢者の特性に応じた総合的な施策が必要です。</p> <p>◆さらなる高齢化の進展を見据え、人生の最終段階における医療及びケアについて、医療関係者のみならず、患者及び家族への普及啓発が必要です。</p>			
事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	令和4年度の取組 ※補助機関数、参加者数等の数値は特記のない限り、見込み数	令和4年度の取組に対する評価 (年度当初予定していた取組に対する実施状況の評価)	
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(5) △: 予定どおりでない(1) -: 未実施(0)	評価と次年度の方向性 ※次年度に向けた改善点には「●」、次年度の新たな取組には「★」
① 第3次 大阪府健康 増進計画・ 大阪府 高齢者計画 2018 に基づく 疾病等の 予防の取組	1	フレイル等を未然に防ぎ、高齢者になっても健康的な生活を送ることができるよう、若いうちから栄養・食生活、運動等の生活習慣の改善に取組みます。	<p><働く世代からのフレイル予防の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健活10」<ケンカツ テン>を掲げ、生活習慣の改善に向け、府民の健康づくりの推進に取り組んだ。 ・フレイルを予防するための取組として、市町村と連携し、特定健診や健康イベント等既存事業にフレイルチェックを導入し、市町村での横展開を行った。 ・大阪公立大学と連携しフレイル予防啓発ツールを作成した。 ・国立健康・栄養研究所と連携し、職域でのモデル事業を実施した。 ・アスマイルのアンケート機能を活用し、実態調査を行った。 	○	引き続き、働く世代からのフレイルチェックの横展開及びフレイルの周知啓発を行う。
	2	高齢者が要介護・要支援状態となることの予防や要介護・要支援状態にある者の状態の改善や重度化の予防を目的として介護予防について、市町村における取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・府内市町村からの依頼に基づき、自立支援に資する地域ケア会議や短期集中予防サービスの立ち上げ・運営等を支援するアドバイザー等を派遣した。このうち、4市町が重点支援の対象となっており、それぞれの状況に応じた支援を実施した。 ・地域ケア会議や通いの場等において、専門的知見から高齢者の有する能力及び改善の可能性について評価し、地域における自立した日常生活の助言を行う専門職の指導者を養成した。また、リハ職等を対象とした「生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール」を開催し、市町村への助言を行う専門職の養成を行った。 ・市町村職員を対象とした「短期集中予防サービス利用促進研修会」を開催し、介護予防生活機能改善等を目的とするサービスの住民への周知や関係機関との調整及びサービスにかかる課題解決等に関するスキルアップを支援した。 <p>【介護予防ケアマネジメント推進への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣 57回 ・専門職の指導者の養成 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士) 442人 ・生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール 修了者 66人 ・重点支援4市町への支援(2021～2022年度) ・短期集中予防サービス利用促進研修会 参加者41人 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・重点支援4市町のうち2市で、専門職からの助言等の支援により短期集中予防サービスを開始することができた。次年度も、府内全市町村と連携の下、引き続き、効果的な介護予防活動強化推進事業が進められるようアドバイザー等の派遣を実施する。 ・専門職の指導者の養成では、現在、地域で活動している人のみでなく、活動したいと考える専門職も数多く研修に参加した。次年度も専門職が各々の専門性を発揮し、市町村が介護予防の取組の機能強化ができるよう、引き続き、市町村のニーズに合わせた専門職への研修会や「生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール」等を実施していく。 <p>●次年度は、市町村における「短期集中予防サービス」の利用者増加に向け、利用促進研修会で明らかとなった課題を踏まえ、具体的な取組状況を把握しながら研修会等の支援を行う。</p>
② 人生の 最終段階に おける医療 及びケアに ついて 患者の意思 が尊重 される取組	3	地域の拠点となる病院から診療所への情報提供を効率的に行うICT活用等を支援し、診療所と病院における医療機関連携の充実を図ります。 ※「第5章在宅医療 取組番号12と同じ」	<p>円滑な在宅移行に向け、病院と診療所間で患者情報を共有するICTシステムの活用を支援する補助事業について、国の通知も踏まえ、二次医療圏単位で原則1つのネットワークの整備をめざした要件に見直した。</p> <p>【補助機関数】 0機関</p>	△	<p>●国の通知を踏まえ、府の実情に沿った補助要件として見直す。</p> <p>★二次医療圏単位で原則1つのネットワークをめざして、次年度はモデル事業を実施し、病診連携の推進につなげる。</p>
	4	かかりつけ医(診療所または病院)について府民への普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・府民向け「上手に医療を受けるため」のパンフレットについて、府ホームページへの掲載により、引き続き、啓発を行った。 <p>・もしものときの備え、自分が大切にしていることや、どこで、どのような医療・ケアを望むのかを前もって考え、医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組「アドバンス・ケア・プランニング(愛称: 人生会議)」において、かかりつけ医と話し合うよう普及啓発を実施した。</p> <p>【パンフレット配布数】 14,500枚 【ポスター配布数】 1,000枚</p>	○	引き続き、ホームページ掲載や関係機関等での配架等により、普及啓発を実施する。

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	令和4年度の取組 ※補助機関数、参加者数等の数値は特記のない限り、見込み数	令和4年度の取組に対する評価 (年度当初予定していた取組に対する実施状況の評価)	
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(5) △: 予定どおりでない(1) -: 未実施(0)	評価と次年度の方向性 ※次年度に向けた改善点には「●」、次年度の新たな取組には「★」
② 人生の最終段階における医療及びケアについて患者の意思が尊重される取組	5	在宅医療を提供するにあたり、本人・家族の意思決定を尊重した支援が行えるよう、医療従事者の理解促進を図ります。 ※前半は「第5章在宅医療 取組番号20と同じ」	<p>・患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援した。</p> <p>【補助機関数、研修参加者数】 16機関、1,840人</p> <p>・「看護職のためのACP支援マニュアル」を活用したACP支援専門人材の育成を支援した。</p> <p>【研修開催回数、参加者数】 2回(専門人材研修 120名、管理者向け研修 140名)</p>	○	●医療・ケア従事者が本人・家族の意思決定を尊重した支援が行えるよう、医療職だけでなく、介護職を含めた医療・ケア従事者等を対象とした在宅医療の理解促進を図る研修を支援するとともに、ACP支援実践人材の育成を図る。
	6	人生の最終段階における医療及びケアについて、適切に選択できるよう、本人及び家族への普及啓発を行います。	<p>市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業(地域住民への普及啓発)を広域的に支援するため、人生会議(ACP)の啓発資材を依頼に応じ配布した。また、啓発冊子を制作し、人生会議(ACP)の手順について周知することで、人生会議の実践を促した。</p> <p>【啓発資材配布数】 61,400部</p>	○	今年度の啓発資材配布数は当初約45,000部を見込んでいたが、これを上回る資材申込みがあった。 ★人生会議(ACP)について、市町村が行う住民向けセミナー等の開催支援等を行い、普及啓発を推進する。